

平成30年度国の予算
並びに施策に関する要望書

岐阜県町村会

要 望 事 項

【重 点 要 望】

1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進	1
2. 町村財政基盤の確立	2
3. 国民健康保険制度の安定的運営	4
4. 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	5
5. 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	5
6. 地域交通対策の推進	6
7. 農地転用規制の緩和	7
8. 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	7

【一 般 要 望】

I 地方分権改革関係	
1 町村自治の確立	9
II 町村財政対策関係	
1 地方債の充実改善	9
III 地震防災対策関係	
1 亜炭鉱廃坑対策の拡充	10
IV 少子化対策関係	
1 少子化対策の推進	10
V 福祉・医療関係	
1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	11
2 地域医療の確保	12
3 障害者保健福祉施策の推進	12
4 児童福祉施策への財政的支援	13
VI 教育・文化・スポーツ関係	
1 教育行政の推進	13
2 文化財保護に対する支援	15
3 観光施策の推進	15
VII 交通・通信の整備、情報化関係	
1 社会保障・税番号制度の円滑な導入	16
VIII 治水対策・砂防事業関係	
1 災害から守るための河川の整備促進	16
2 新丸山ダム建設事業の促進	16

3	砂防事業の推進	16
IX	生活環境施設関係	
1	水道施設の整備促進	17
2	高度処理対策の推進	17
3	合併浄化槽設置の普及推進	18
4	循環型社会形成推進交付金事業の拡充	18
X	農業・農村振興対策関係	
1	農業・農村対策の推進	18
2	野生鳥獣被害防止対策の推進	19
XI	森林・林業振興対策関係	
1	森林整備の推進	19
XII	エネルギー対策関係	
1	原子力発電施設の安全体制確立	20
2	水源地域の振興対策の拡充	21
3	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活	21
XIII	その他	
1	過疎対策事業債の必要額の確保	22
2	地籍調査事業の推進	22
3	社会資本整備総合交付金の確保	22
4	道の駅改修に伴う補助制度の拡充	22
5	所有者不明の不動産に対する関連法等の整備	23
6	地域おこし協力隊の地域要件の拡充	23

【重点要望】

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進

農山村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面している。そうしたなかで、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、国が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、国は一億総活躍社会の実現に向けた地方創生を推進するために必要な次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 町村は今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいけるよう、町村が実施するこれらの施策に対して、引き続き制度的及び財政的に支援すること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランにおいて新たに打ち出された子育て支援、介護支援施策等を含め、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

その担い手である町村は、これまで、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んできているところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を確保すること。

(3) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた政策目標を達成するため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充し、必要な財源を継続的に確保すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(4) 地方拠点強化税制を活用して、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出をさらに進めるため、東京から地方の過疎地等の農山村地域に企業本社のオフィスを移転する場合にも弾力的に運用するとともに、制度を拡充すること。

(5) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

また、東京における大学・学部の新增設の抑制や定員管理の徹底を行うこと。

2 町村財政基盤の確立

町村は、地域経済の低迷で財源が乏しい中、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 一般財源及び地方交付税の総額確保

① 町村が人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、「歳出特別枠」を実質的に確保し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

なお、「骨太の方針2015」においては、平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、平成31年度以降についても町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう必要な一般財源総額を確保すること。

また、臨時財政対策債に頼らず、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

② 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

③ 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は財政支出の削減に努めながら、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組として基金の積み立てを行っており、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減することは行わないこと。

④ 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏ま

え、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

また、残る検討対象のうち、町村に係る図書館管理や公民館管理の4業務については、町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討すること。

⑤ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

⑥ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

⑦ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められているが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 車体課税の改正に伴う財源の確保

今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行うにしても、市町村財政に減収をきたさないことを前提とすること。

また、軽自動車税グリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入後の見直しを行うにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

さらに、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限後の見直しを行うに当たっては、市町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 償却資産に係る固定資産税の安定的確保

償却資産に係る固定資産税については、28年度において設けられた時限的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。

また、固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成30年度の評価替えにあっても、税収が安定的に確保できるようにすること。

(5) 森林環境税（仮称）の早期創設

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）を早期に創設すること。

ただし、現在、都道府県を中心に独自課税している森林環境税等との関係について、地

方の意見を踏まえてしっかりと調整を行うこと。

(6) ふるさと納税制度の改善

ふるさと納税制度は各市町村の競争となっており、条件提示のよいもの、地域特産品充実しているところが、勝ち組となっている。

ふるさと納税制度を納税意識の向上、地域の支援及び都市と地方の税収格差の是正といった本来の趣旨に沿った運用がなされるよう措置を講ずること。

3 国民健康保険制度の安定的運営

市町村国保の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

そのため、加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高いなど厳しい状況に置かれている。

こうしたことから、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされたが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険の全ての国民に共通する制度として医療保険制度の一本化を図ること。
- (2) 平成30年度から新制度を円滑に施行できるよう、詳細な制度設計やシステムの開発・改修に万全を期すとともに、情報を早期に提供すること。
また、町村は現行制度と同様の事務を担うことが規定されているが、町村の事務効率化や共同処理の推進等、都道府県と町村の役割分担のあり方を含め、町村の業務の改善を推進すること。
- (3) 保険料(税)の平準化にあたっては、市町村と十分に協議するとともに、受診機会の相違等による医療費水準の格差を考慮するために「調整交付金」を利用して段階的に進めること。
- (4) 社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化(保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充)の実施とともに、国庫負担割合の引き上げを行うなど更なる国保財政基盤の拡充・強化を図ること。
- (5) 子どもへの医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃するとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講ずること。

4 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、名古屋都市圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間交流・連携を促進させる、我が国の成長強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海環状自動車道西回り区間の開通は、沿線各地の経済発展や県内各地の観光振興に寄与するとともに、緊急ネットワークにつながるものであり、その波及効果については計り知れないものがある。

また、先の熊本地震では、熊本県、大分県を中心に甚大な被害をもたらし、災害時における住民避難や支援物資輸送ルートとして高規格幹線道路網の果たす役割の大きさを改めて痛感するとともに、南海トラフ巨大地震で大きな被害が想定される当地域においても、東海環状自動車道による交通網確保は不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフの巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県中間駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させるとともに、各IC間の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、広域的経済圏を構築できるよう沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (3) 東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化を計画どおり平成30年度までに完成させること。

また、飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間については、付加車線の整備促進を図るとともに、本区間の早期全線4車線化を図ること。

- (4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

5 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発する局地的・集中的な豪雨における土砂災害、近い将来

発生が予測される南海トラフの巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。
- (8) 平成29年度末に期限切れとなる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率の嵩上げ措置を延長し、平成30年度以降も継続すること。

6 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 市町村自主運行バス等への財政支援
 - ① 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
 - ② 地域間幹線系統に重点化して維持対策費の補助を行っている事業採択要件の緩和を図

ること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は鉄道事業者に対し利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考えます。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるが、昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがある。

よって、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、大手鉄道の不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への運行に対する補助等新たな財政支援制度を創設するとともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

7 農地転用規制の緩和

近年、各自治体は経営資源である市町村税の獲得のため積極的に企業誘致活動を行っている。

岐阜県東濃・中濃地域における企業立地については、東海環状自動車道東回りルート of 整備等により交通アクセスが向上したこともあり、非常に好調である。

西回りルートについては、平成32年の全線開通に向けて着々と建設が進んでいるところであるが、これに伴って西濃地域においても企業立地の機運が高まり、東海地域のみならず全国的にも脚光を浴びることが予想される。

平成27年6月に第5次地方分権一括法が成立し、平成28年4月から、農地転用の許可権限が一部国から都道府県及び指定市町村へ移譲されたが、農地の土地利用に関する規制緩和は進展していないのが現状である。

よって、国は地域の発展と雇用の創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外や農地転用については、関係法律の規制を緩和するよう要望する。

8 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があるから、老朽化・耐震化等の対策は不可欠である。

併せて、昨年4月の熊本地震の発生等、さらには「公共施設等総合管理計画」の策定などにより、庁舎をはじめとした公共施設の耐震化・老朽化対策は、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

しかしながら、公共施設の耐震化・老朽化対策に際しては、学校教育関連施設など国庫補助の対象となるものもあるが、一方で、役場庁舎、生涯学習関連施設、保育所その他の施設

など、基本的に単独事業として対応しなければならないものもあり、多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては非常に厳しい面がある。

そのような中、地方債については、『防災対策事業』や『緊急防災・減災事業（平成32年度まで）』において、公共施設等耐震化事業（災害時に防災対策の拠点となる公共施設等の耐震化）が設けられており、併せて、平成29年度からは、新たに『公共施設等適正管理推進事業』として「市町村役場機能緊急保全事業」や「長寿命化事業」なども設けられたが、それぞれ対象となる建築物、改築・増築基準、上限面積などの各種要件が定められているため、ケースによっては起債対象に該当しない場合もあり得る。

よって、国は災害対策に万全を期すためにも、公共施設の耐震化・老朽化対策の推進に向けて、起債制度の更なる拡充・要件緩和、並びに新たな補助制度を創設するよう要望する。

【一 般 要 望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務づけ・枠付けの廃止・縮小等

① 国と地方の役割分担を一層の明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

② 義務づけ・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

③ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。

② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

(4) 道州制は導入しないこと

II 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 町村が、防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

特に、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き町村の資金調達に支障をきたすことのないようにすること。

- (2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

III 地震防災対策関係

1 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

よって、国は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、国は早急に補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(2) リニア建設発生土を活用した亜炭鉱廃坑対策

リニア建設発生土の亜炭鉱廃坑対策への活用については、建設発生土のリサイクルや亜炭鉱廃坑予防対策事業推進の観点から特に有効な手法と考えられることから、引き続き実現に向けて検討すること。

IV 少子化対策関係

1 少子化対策の推進

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しており、少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、一億総活躍の実現に向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事と家庭との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化が顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育てに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

(2) 子ども子育て支援充実のため、町村では保育園やこども園を中心にそれぞれに対策やプランを作成し進めているが、一番の課題は保育士や保育教諭等の確保に苦慮している現状がある。町村での処遇改善の競い合いにならないよう、保育士の処遇等改善について明確な方針を打ち出すこと。

(3) 保育所運営費については、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、交付税措置となったところであるが、保育所は、地域の子育ての拠点であり、地域実情や様々な住民ニーズに対

応した、多様なサービスを提供する必要がある。

このため、画一的な算定基準ではなく、地域実情や地理的条件などを加味した、交付税需要額の算定とすること。

また、各自治体においては、少子化に歯止めをかけることを、最重要課題として捉え、保護者が安心して子供を産み育てることが出来る環境整備として、国や県以上の「子育て世代及び多子世帯」への支援策を講じているが、こうした各自治体の取組み実態を調査し、保育料の無償化事業について所得要件の緩和や無償化の対象を第3子から第2子に変更するなど制度を拡充すること。

- (4) 認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つことから、それぞれ文部科学省と厚生労働省の所管となるため、ひとつの施設を建設する際に、それぞれの担当窓口を確認をしなければならず、事務に支障を来している。施設整備に係る交付金の内示もそれぞれであるため、町村の財政面にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

よって、交付金の申請時期や内示時期の統一など、一元化に向けた取組を検討すること。

また、整備費について、全国からの要望額により、交付要綱によって算出される交付額よりも実際に分配される額が大幅に下回ることがあるため、交付要綱に基づいて算出された金額が満額交付されるよう財源を確保すること。

- (5) 2015年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」に基づき、学童保育・放課後クラブには、放課後児童支援員を2名以上配置することが義務づけられているが、町村においては人材確保が困難な状況であるため、資格取得見込みの指導員の勤務や資格取得者が1名配置されれば学童や放課後クラブの開設が可能になるなどの制度の運用を検討すること。

- (6) 乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

V 福祉・医療関係

1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。制度発足から20年弱が経過し、都市部では、介護老人福祉施設への待機者が増加している一方で、中山間地域においては、入所者数の減少から空床が発生し、安定したサービス提供の維持に懸念が生じるなど地域によっては抱える区々の課題がある。

どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

さらには、一億総活躍社会の実現に向け、介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められる。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

(2) 介護保険制度の公費負担の見直し

高齢者の増加に伴い、介護保険制度のサービス利用者が増加しており、これに伴いサービス費用もまた急速に増大しているため、保険料算定方法の見直し及び介護保険料の公費負担割合の引き上げについて、支援措置を講じること。

(3) 介護保険制度における地域支援事業に対する財源の確保

予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行したところであるが、国が推進する多様なサービスとして、ボランティア団体等による費用のかからないサービス提供の仕組みづくりは簡単にできるものではない。

こうした中で、地域支援事業交付金交付額については上限が設定されており、事業費が増加する中で町の財政負担がますます増加することが予想される。

よって、事業実施に必要な十分な財源の補助をすること。

(4) 介護保険事務の簡素化

介護保険事務について、国・県の事務連携のもと、市町村事務を簡素化すること。

2 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 地域の診療体制が維持できるよう、小児科医をはじめとする医師不足が深刻化している診療科について、早急に医師確保対策を講じること。
- (2) 災害医療備品の整備にあたって、財政的な支援をすること。

3 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるようにすることが重要である。そのためには、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国が1/2以内、県が

1／4以内を負担することになっているが、市町村に大きな負担がかかり財政が逼迫しているのが現状である。地域間のサービス不均衡が生じていること、また障害者福祉は基本的人権の尊重という視点からも十分な負担をすること。

また、差別解消法の施行により、自治体が障害者の要望に対応するための財政負担が増えることが考えられるため、これらの要望に対応するための財政的支援制度を構築すること。

- (2) 障害者向け居住施設の建設及び整備に対し、社会福祉施設整備補助金の拡充及び積極的な事業採択のための予算を確保すること。

4 児童福祉施策への財政的支援

児童福祉法等の一部改正により要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置する専門職の財政支援をするよう要望する。

VI 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

学校教育法施行令の一部を改正する政令が平成25年9月1日に施行され、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組が、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、学校の状況などをふまえた「総合的な観点」から就学先を決定する仕組みに改められ、町村では、障がいのある児童生徒たちなどの増加や、学級集団の安定のために、町村費で特別支援教育支援員を雇用している。

この特別支援教育支援員については地方財政措置が講じられているが、特別支援教育支援員の配置に要する費用の実態と大きくかい離している状態である。

特別支援教育支援員は、学校ごとの児童生徒の実態に応じて必要性が異なるものであり、国は学校基本調査において特別支援教育支援員の実数が把握できるよう調査票を改正するとともに、小学校費、中学校費における基準財政需要額の算出方法について、特別支援教育支援員に係る密度補正を導入するなど、町村の実態に応じて適切に地方財政措置が講じられるよう基準財政需要額の算出方法を改善すること。

また、特別支援教育支援員に要した経費と地方財政措置の状況について調査等を行い、

実態に応じて適切な地方財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

(2) 英語教育の充実

平成23年度から必修化された小学校外国語活動をより一層推進するために、外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等を検討すること。

(3) コミュニティースクールの推進に対する支援

コミュニティースクールは、地域とともにある学校づくりを実現する目的で推進していくものであり、教師の多忙化につながる事業とならないよう経験や資格を活かしたい人、講師や再任用職員等の加配を検討すること。

(4) スクールカウンセラー等の配置に対する支援

深刻化するいじめや不登校問題に対応するため、児童生徒支援専任教員並びにスクールカウンセラーを各小中学校に配置すること。

また、教育現場では小規模校になるほど、教職員の欠勤や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっているため、主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるように見直しを図り、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(5) 栄養教諭配置の改善

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、児童生徒数1,500人以下は1名、児童生徒数1,501人から2名配置となっており、受配校数は考慮されていない。

しかし、多くの町村は、学校給食の共同調理場方式をとっており、多数の小・中学校へ学校給食の提供を行っている。

また、共同調理場での給食管理業務内容は多く、食物アレルギーへの対応も行っている中で、受配校への食育の充実を図っていくことは難しい状況となっている。

よって、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を、安全な学校給食の実施及び充実した食育を円滑に進めていくために、児童生徒数だけでなく受配校数も考慮した基準に見直すこと。

(6) 少人数学級制度の拡充

小学校低学年・中学校1年生に加えて小学校3年生でも県費負担による35人学級が実施され大きな効果が現れているが、小学校3年生までの35人学級編成が4年生で40人学級編成に戻り、中学年や高学年の学級経営や教科指導にあたって困難を来す事例が多いため、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

(7) 山間辺地の学校及び児童生徒を守るため支援の拡充

① 国の新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、小学校の複式学級の学級編成標準を現行の16名から14名（1年生を含む場合は現行の8名から6名）に引き下げ、中学校では複式学級の解消が計画されているが、山間辺地の小規模校を存続させるためにも早期に実施すること。

② 近くに高校がない山間部の子どもの進学は、都市部と比べて親の経済負担は大きい。

よって、保護者の経済的負担を軽減すべく、通学支援費の給付等の救済制度を創設すること。

- ③ 近年の少子化により集団登下校ができない地域が発生しており、通学距離に関わらず、路線バスを利用するなど、児童生徒の安全確保のための対策が求められている。

よって、通学における安全確保のため、路線バスによる通学方法を実施する場合の通学費に対する財政措置を講じること。

(8) 教育現場におけるICT活用に対する支援

ICTの進展やグローバル化など、変化の激しい社会を生きる子どもたちに、確かな学力を身につけ、わかりやすい授業を実現すべく、デジタル教科書の購入やタブレットの導入に対する支援制度を創設すること。

また、ICT活用の推進のため、教師の指導力が向上するよう継続した支援及び確かな知識と技術を有したサービスエンジニア等の雇用に係る財政支援制度を創設すること。

(9) 学校施設環境改善交付金の拡充

文部科学省所管の学校施設環境改善交付金は、公立小中学校の大規模改修への補助が最優先され、トイレ、空調設備等部分的改修については、補助金の採択がされにくい状況となっているため、児童・生徒の快適な教育環境の確保のためにも、学校施設老朽化に伴う部分的な改修についても、自治体が最優先に実施できるよう交付金を拡充すること。

2 文化財保護に対する支援

文化財として指定を受けた建造物は個人の所有物も多く、指定を受けた建造物であるために部材・復元方法等の制約も多く、修理するにも多額の経費が必要となってきたことから、実施主体である個人所有者等の負担軽減を図るため、国は補助率の上乗せ等の補助制度の拡充を図ること。

3 観光施策の推進

観光先進国、地方創生の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進し、それぞれの地域が、豊かな自然、文化や歴史など、特色のある観光資源を活用できるよう、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 着地型・体験型観光の振興は、地域雇用維持・確保につながるだけでなく、国内外の観光客誘致についても有効であることから、観光先進国の観点からもこうした町村の取組を積極的に支援すること。
- (2) 地域特性を生かした観光施設の整備や伝統文化の維持・継承をはかるための施策に対し、支援を強化すること。
- (3) 農山村の景観や生活文化等地域に潜在する観光資源を発掘し、農山村の再発見や向上を図るための諸施策を一層連携すること。

VII 交通・通信の整備、情報化関係

1 社会保障・税番号制度の円滑な導入

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率化、スリム化を図ることを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、平成29年秋頃に予定される情報連携の本格運用に向けた試行運用が、7月から開始されているところである。

町村におけるマイナンバー制度の運用及び情報セキュリティ対策の実施にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において確実に財源を確保するよう要望する。

VIII 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業への予算の重点配分をすること。
- (3) 河川法の法定外河川である普通河川は有効な補助事業がなく、町村の財源により整備を進める状況にある。また、河川法に定められる準用河川への指定と整備を進めることは、農村地域に生活する住民への大きな負担を強いるものとなり、必ずしも有効な手法ではないことから、一定規模の普通河川の整備事業に対する補助及び交付金制度を創設すること。
- (4) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものであるため、国は速やかにダム本体工事の早期着工及び完成に向けて強力に事業を推進するよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害

は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先して推進すべき根幹的な事業である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

IX 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業を上水道事業に統合するため、平成28年度末を制度・財政上の期限として、統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。
また、国庫補助率の拡充を図ること。
- (2) 上水道に統合された旧簡易水道施設についても、簡易水道補助金の対象とすること。
- (3) 大規模災害発生時の給水対策について、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け物資の支援体制を構築すること。
- (4) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

2 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移しているが、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、

施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、国は高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げるよう要望する。

3 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、国は合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げるよう要望する。また、住宅立地の関係上、工事費が大きくなる家庭もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績による基準の引き上げを要望する。

4 循環型社会形成推進交付金事業の拡充

広域的な廃棄物処理施設の整備のため、既存の施設を閉鎖する際の解体事業の費用について、補助金の対象となるよう循環型社会形成推進交付金事業の拡充を要望する。

X 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 米政策改革の推進

平成30年産以降の国による米の生産数量目標の配分が見直され、米の直接支払交付金が廃止されることになるが、需要に応じた生産が着実に実施される仕組みの構築をはじめ、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう、適切な措置を講じること。

また、適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取り組みを支援するため、水田活用の直接支払交付金に係る所要額を継続的に確保すること。

(2) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進及び補助率を堅持すること。

(3) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の予算額を確保すること。

(4) 農地中間管理事業の財源の確保

農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するためには機構集積協力金の活用が重要となるが、予算配分額の不足から農業者に対し、国が定める交付額を満額交付できない状況となっていることから、事業の円滑な推進のため、機構集積協力金の予算額を確保すること。

(5) 農業施設整備における事業採択要件の緩和

農業施設の整備に対する各種補助制度については、その効果算定基準が中山間地の農業には厳しい要件が見受けられるため、地域の情勢を勘案した事業効果算定を検討すること。

(6) 小規模担い手に対する農業機械導入支援制度の創設

担い手の経営規模は、国が求めるような大規模経営体だけでなく、その地域の農業規模や地域特性によって、小規模な担い手が主となり地域の農地を守っている現状であるため、このような担い手がこれからも農業経営を継続できるように、小規模担い手に対する農業機械導入に係る支援要件の緩和又は新たな制度を創設すること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近では、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアなど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も年々増加している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、国は鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保するよう要望する。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とするよう要望する。

X I 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体

制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化が図られることが重要である。
よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 林業産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、次世代林業基盤づくり交付金の財源確保及び制度の拡充を行うこと。

また、公共建築物への国産材の利用を促進するため、現在の木材利用の補助制度では補助の対象となっていない自治体の庁舎の新改築についても木材利用の補助制度が活用できるよう制度を拡大すること。

(2) 林道整備事業の推進

森林の多目的な機能を持続的に発揮するための基盤として林道は重要であり、基幹林道、支線林道、林内作業道等の規格を使い分け、森林整備、林内素材の搬出を行っている。公共林道事業では事前に全体計画調査を行う必要があるが、調査に期間を要するため、森林整備の際に開設が間に合わず、代わりに長大な作業路開設を余儀なくされ、高性能林業機械での施業ができない区域が発生し、作業の効率低下を招くことが考えられる。また、林内路網密度が21m/haと他の先進国と比較すると低く密度の向上は課題である。林道整備の進度向上のため、全体計画調査の簡素化を検討すること。

また、広域を結ぶ林道網の計画・整備を新たに推進すること。

(3) 製材加工施設整備における事業採択要件の緩和

製材加工施設の整備に対する各種補助制度について、プレカット工場や製材加工工場は新たな事業展開も乏しく、設備更新を行わないと事業継続が困難である場合が多いため、事業継続性を踏まえた事業採択の要件の緩和及び予算を確保すること。

(4) 木材関連業の担い手の育成

町村では、木材関連業の担い手不足の解消のため、町村独自で担い手の育成事業を行っているところであるが、これは町村だけの問題では無く、国産材の普及を掲げる国の問題でもあるため、木材関連業の担い手育成に関する補助をすること。

XII エネルギー対策関係

1 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) U P Z 外の地域の防災体制の充実・強化

U P Z 外の地域においても、防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。

また、U P Z 外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

(2) 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明と手続きのルール化

再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。

また、地元自治体への説明など再稼働に係る一連の手続きについて、ルール化して示すこと。

2 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、自然エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力交付金）制度を法律に基づく恒久的な制度とすること。

(2) 平成 23 年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成 22 年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

3 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止、新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、平成 26 年 3 月末をもって国の補助金が終了したことにより整備が鈍化し、自然エネルギーの有効利用が進まなくなるおそれがある。

よって、国は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう要望する。

XIII その他

1 過疎対策事業債の必要額の確保

国は過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保するよう要望する。

また、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るよう要望する。

2 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で52%（平成28年度末）となっているが、岐阜県下では約16%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに東日本大震災においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、国はこの事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう要望する。

3 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、国は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう要望する。

また、地域が抱えている対策課題に取り組むため、ハード・ソフトの両面から地方が使いやすく、幅広く活用できるよう制度の拡充を図るよう要望する。

4 道の駅改修に伴う補助制度の拡充

全国の道の駅は、1,117カ所（平成29年4月現在）といわれ、気軽に立ち寄れる場所として多くのドライバーに利用されている。

道の駅は、地方創生を具体的に実現する極めて重要な手段として位置づけられ、平成26年度より優れた道の駅の企画を募集し、「重点道の駅」として国の支援がなされているが、その認定数は多いとはいえない状況である。

今後、地域における小さな拠点、高齢者が集まる憩いの場、また、町村内農産物の販売の場として、単なる休憩施設から地域活性化の拠点施設へと変革できるよう、時代のニーズにあった道の駅とする必要があるが、そのための大規模な施設改修には、一時的に多額の投資費用が必要となる。

よって、国は道の駅の施設整備に対する補助制度を拡充するよう要望する。

5 所有者不明の不動産に係る関連法等の整備

近年、不動産（土地及び家屋）を相続放棄しその所有者が不在となる事例が増えている。

所有者のいない土地、建物は、荒れ放題で、特に建物については、将来、崩壊による危険家屋となることが危惧されている。

法律により、それぞれ相続財産管理人、不在者財産管理人を選任し財産の処分をすることは可能であるが、家庭裁判所による管理人の選定までには、時間や費用もかかる。

よって、国は管理人の選定手続きの簡略化、手続きに係る事務経費や弁護士費用などへの支援制度を創設するよう要望する。

また、所有者不明の不動産については、固定資産税を徴収することができないため、将来に亘り自治体として税収に支障をきたす恐れがあるため、税収の確保、的確な賦課を考慮した上で、適正な措置を講じるよう要望する。

6 地域おこし協力隊の地域要件の拡充

地域おこし協力隊に対する特別交付税措置の対象に特定農山村地域指定要件も加えるよう地域要件の拡充を図ること。